

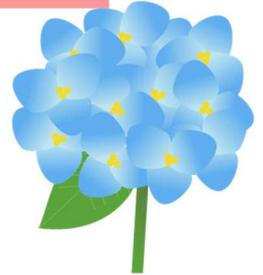
ハイライト:

- ・インボイス(適格請求書)制度QAについて取り上げます。
- ・税務署からの納付書の送付についてお伝えします。

## たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

### ご挨拶



目次:

ご挨拶	1
インボイス制度に関する Q & A	1 2
確定申告等に関する お知らせ	2

今年の梅雨入りは九州南部から始まり、統計史上初めてとのこと。約1ヶ月の梅雨の期間となりますが、秋の米の豊作を期待したいですね。

第102号では、消費税のインボイス制度の最新QA等について取り上げました。内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

HP上の「お役立ち情報」も更新していますので、是非ご覧ください。

公認会計士・税理士・AFP・IT コーディネータ 中村 元彦

公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香

## インボイス制度に関するQ & A

令和7年4月に、インボイス制度に関するQ & Aが追加改定されました。その中でお役に立ちそうなQAを取り上げます。

### 公共交通機関の特例

Q インボイスの交付義務が免除されている公共交通機関の対象となる旅客の運送とは、具体的にどのようなものですか。

A インボイスの交付義務が免除される公共交通機関の特例の対象となるのは、3万円未満の公共交通機関による旅客の運送で、次のものをいいます。

船舶による旅客運送

バスによる旅客運送

鉄道・軌道による旅客運送

Q 3万円未満の公共交通機関による旅客運送かどうかは、どのような単位で判定するのですか。

A 3万円未満の公共交通機関による旅客の運送かどうかは、1回の取引の税込価額が3万円未満かどうかで判定します。従って、1つの商品ごとの金額(切符1枚単位)で行うことは不可となります。

<例> 東京 - 駅間の新幹線の大人運賃が20,000円である場合、3名分の切符を購入したときは、3名分の60,000円で判定します。



### 複数年をまたぐ取引に係る適格請求書の交付

Q 当社は1年を超える期間にわたり毎月保守を行う契約を提供しています。このように事業年度をまたぐ

ような長期間にわたる取引について、対価の前受時にまとめてインボイスを交付してもよいのでしょうか。

A 取引の期間が売手の事業年度をまたぐ場合には、インボイスは事業年度ごとに区分して交付することが原則となります。ただし、売手である事業者がインボイスの交付対象となる期間、継続してインボイス発行事業者である限りにおいては、取引対象となる期間をまとめてインボイスを交付することとして差し支えありません。

< 出典: 消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ & A >

### 【イメージ】 役務の提供に係る適格請求書を交付する場合の例（3月決算法人）



#### 《課税期間ごとに区分して交付（原則）》

請求書		X0.12.1
●●	株御中	
ご請求額 1,320,000 円		
■ 役務提供の対価(10%)として		
①	X1.1.1~X1.3.31	150,000 円 消費税 15,000 円
②	X1.4.1~X2.3.31	600,000 円 消費税 60,000 円
③	X2.4.1~X2.12.31	450,000 円 消費税 45,000 円
株▲▲ T1234...		

#### 《まとめて適格請求書を交付》

請求書		X0.12.1
●●	株御中	
■ 役務提供（2年間）の対価(10%)として		
X1.1.1~X2.12.31		
		1,200,000 円 消費税 120,000 円
		計 1,320,000 円
株▲▲ T1234...		

ホームページもご覧下さい。お役立ち情報を更新しています！

<https://my-naka.com/>

## 確定申告等に関するお知らせ

### 納付書の送付について

令和6年5月以降、法人税の確定申告及び予定申告、消費税の確定申告に係る納付書の送付は行われなくなっています。

消費税の中間申告については、従来納付書を受け取っていた法人については引き続き送付されることになっています。

このため、消費税の中間申告に係る納付書はお手元に届きますが、法人税の予定申告に係る納付書は届かない場合がありますので、ご注意ください。

中間申告の時期には弊事務所より改めてご案内いたします。

令和7年度の労働保険料の年度更新手続は6月2日から7月10日まで、算定基礎届の提出期間は7月1日から7月10日までとなっています。

\* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせ下さい。

## 税理士法人 舞 中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1025

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

[nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp](mailto:nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp)

[nakamura-cpa@tkcnf.or.jp](mailto:nakamura-cpa@tkcnf.or.jp)